

鎌倉市区域外就学基準

令和4年(2022年)12月1日施行

住所の存する市町村の設置する小中学校以外の小中学校に就学することを許可する場合		区域外就学を許可する期間		添付書類等
1	転出 市外に転出することにより転校しなければならないが、そのまま在籍校に就学を希望する場合	小学校1～5年 中学校1～2年	願出日の属する学期末までの期間（ただし、転出日が10月1日以降の場合は、学年末までの期間とする）	1 添付書類 転出先の住民票（世帯全員） 2 特記事項 小学校で卒業までの区域外就学を許可した場合であっても、中学校への区域外就学は許可しない
		小学校6年 中学校3年	卒業までの期間	
2	転入予定 学区内に転入することが明らかな場合で、転入予定地先の学校への就学をあらかじめ希望するとき	転入予定日までの期間 （最長6か月。ただし、特別な事情がある場合は改めて手続の上で、更に6か月を限度に延長できるものとする）		1 添付書類（いずれの書類も必要） (1) 転入元の住民票（世帯全員） (2) 工事請負契約書の写し又は賃貸借契約書の写し等で転入後の居住予定地を確認することができる書類（完成又は入居の予定日等の確認ができるもので、建物に関する書類に限る）
3	一時的転出 現住所での住居の新築・増改築のため、一時的に市外に転出する場合で、その期間、在籍校に就学を希望するとき	住居が完成するまでの期間 （最長6か月。ただし、特別な事情がある場合は改めて手続の上で、更に6か月を限度に延長できるものとする）		1 添付書類（いずれの書類も必要） (1) 転出先の住民票（世帯全員） (2) 工事請負契約書の写し又は賃貸借契約書の写し等で再転入後の居住予定地を確認することができる書類（完成又は入居の予定日等の確認ができるもので、建物に関する書類に限る） 2 特記事項 (1) 小中学校ごとの願出及び許可が必要 (2) 小学校から中学校に継続する場合の期間は、小学校での許可の初日を起点として算出する

	住所の存する市町村の設置する小中学校以外の小中学校に 就学することを許可する場合	区域外就学を許可する期間	添付書類等
4	教育的配慮	(1) 居住の実態が住所の存する市区町村ではなく本市の学区内にある場合で、就学を優先させる必要があると鎌倉市教育委員会が認めることができるとき	必要に応じて教育委員会が設定する期間 1 添付書類 (1) 住民票（世帯全員。ただし、(3)で世帯の状況を確認することができる場合に限り不要） (2) 鎌倉市内での居住の実態を確認することができる書類 (3) 特別な事情を確認することができる官公庁の証明等（教育委員会が指定した書類） 2 特記事項 小中学校ごとの願出及び許可が必要
	(2) 住所の存する市区町村の教育委員会から、鎌倉市立小中学校への就学について協議を受け、鎌倉市教育委員会が許可した場合	必要に応じて教育委員会が設定する期間	1 添付書類 住民票（世帯全員） 2 特記事項 小中学校ごとの願出及び許可が必要

(注) 1 子どもの通学時の安全及び災害発生時等の送迎については、保護者が責任をもって対応すること。

2 上記1を保つことができない場合は、許可期間を短縮することがある。

3 期間終了後は必ず転校手続を行うこと。